

平成21年 No. 6

東京学芸大学教員選考規程の一部を改正する規程

制定理由

外国人教員の雇用促進に係る方策を規定するため、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成21年 2 月12日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学教員選考規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成21年 2 月13日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成21年規程第 3 号

東京学芸大学教員選考規程の一部を改正する規程

東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学教員選考規程の一部改正について

改正理由：外国人教員の雇用促進に係る方策を規定するため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
[省略] (選考の原則) 第 1 条の 2 [省略] [省略] 第 2 節 公募 (公募) 第 8 条 [省略] 2 [省略] (公募方法) 第 9 条 公募は、公募要領の本学ホームページ及び JREC-IN（研究者人材データベース）への掲載その他適当な方法により行うものとする。 <u>2 本学ホームページに掲載する公募要領は、日本語及び外国語で</u>	[省略] (選考の原則) 第 1 条の 2 教員の選考においては、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の精神を尊重するとともに、国籍、障害等による差別を排除し、公平な選考を行わなければならない。 [省略] 第 2 節 公募 (公募) 第 8 条 教員の採用に当たっては、公募により広く人材を求めるものとする。 2 前項の公募に当たっては、第 1 条の 2 の趣旨を明記するものとする。 (公募方法) 第 9 条 公募は、公募要領の本学ホームページ及び JREC-IN（研究者人材データベース）への掲載その他適当な方法により行うものとする。

作成するものとする。

[省略]

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

[省略]